

船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成29年5月14日 10時28分ごろ
発生場所	熊本県宇城市モタレノ瀬戸 寺島灯台から真方位035° 2,100m付近 (概位 北緯32° 36.6′ 東経130° 29.2′)
インシデントの概要	プレジャーボートあじさいは、帰航中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月23日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート あじさい、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	293-21405熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、宇城市三角港の船だまりを出港し、天草五橋周辺の遊覧を行った後、帰途につき、モタレノ瀬戸を航行中、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行って救援を待っていたところ、風潮流の影響で宇城市所在のマリーナに流れ着き、機関の状況を見たところ、燃料タンクが空になっていたため、同マリーナの管理人から燃料を補給してもらって定係港に帰港した。</p> <p>船長は、出港前に燃料タンクの燃料を見たところ、約18ℓの燃料が入っており、燃料消費量を把握していなかったものの、1時間30分程度なら航行できると思い、補給せずに出港することとした。</p> <p>船長は、出港してから本インシデントが発生するまで、主機を常時最大出力で使用していた。</p> <p>船長は、本インシデント後、本船が最大出力で航行した場合、1時間で20ℓの燃料を消費することを知った。</p>
分析	本船は、モタレノ瀬戸を航行中、船長が主機の運転状態に応じた燃料消費量を把握していなかったことから、燃料が欠乏して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、モタレノ瀬戸を航行中、船長が主機の運転状態に応じた燃料消費量を把握していなかったため、燃料が欠乏して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられ

	る。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自船の燃料消費量を把握して航行計画を立てること。・ 運航するには、予備の燃料を携行することが望ましい。